

ミツヒロニュース



夏本番です。先日「1日1食」をテーマにした本を読みました。今まで私達は飽食の時代を過ごし、美味しいものをたらふく食べてきたのではないかと思います。健康のことを考えると見直す必要があるのではないのでしょうか。小食のメリットとして、(1) 排毒効果で持病が消える。(2) 身体が軽くなる。(3) 肌が若返る。(4) 頭が冴えてくる。などがあるそうです。ぜひ試してみたいと思います。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇固定資産税・都市計画税の減免と納税猶予
- ◇オンライン請求による納税証明書の取得
- ◇WEB会議システムを気持ちよく利用するには？
- ◇お知らせ
夏期休業のお知らせ
- ◇あとがき
「働き方革命」



固定資産税・都市計画税の減免と納税猶予

新型コロナウイルスの影響で売上が減少した事業者には、固定資産税等の減免と納税猶予の2つの措置について、詳細が経済産業省より発表されました。

1. 令和3年度固定資産税減免制度

中小企業者等税務負担を軽減するため、中小事業者等が保有するすべての償却資産や事業用家屋に係る令和3年度の固定資産税・都市計画税が、売上の減少幅に応じて1/2軽減または全額免除されます。

(1) 減免対象 ※いずれも市町村税（東京都23区においては都税）

- 事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税（通常、取得額または評価額1.4%）
- 事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）

売上減少率(※)	減免率
50%以上減少	全額
30%以上50%未満	2分の1

※令和2年2月～10月までの任意の連続した3か月の売上高と前年同期を比べたときの売上減少率。

※賃料を割り引いたり、支払いの延期に応じた結果、事業収入が減少した中小事業者も対象です。

(2) 減免対象資産

	土地	家屋	償却資産
固定資産税	対象外	対象	対象
都市計画税	対象外	対象	

(次項へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

2.実務上のポイント

○認定経営革新等支援機関が発行する「確認書」が必要

(1) 申請方法

- 1) 中小事業者等は、税理士や会計士といった全国で35,000程度存在する認定経営革新等支援機関等に、①中小事業者等であること、②事業収入の減少、③特例対象家屋の居住用・事業用割合について、確認を受けます。

中小事業者等の範囲

- 次のいずれかに該当する法人または個人
(ア) 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
(イ) 資本または出資を有しない法人は常時使用する従業員数1,000人以下
(ウ) 常時使用する従業員数1,000人以下の個人
※性風俗関連特殊営業を除く

- 2)事業者は、認定経営革新等支援機関等から確認書を発行してもらい、令和3年1月以降に申請期限（令和3年1月末）までに固定資産税を納付する市町村に必要な書類（注：現在調整中）とともに軽減を申請します。

(2) 認定経営革新等支援機関等への申請書類

- 1) 中小事業者（個人、法人）であることの確認
①個人については、
(ア) 常時使用する従業員数が1,000人以下である旨の**誓約書**で確認。
(イ) 性風俗関連特殊営業を行っていない旨の**誓約書**で確認。
②法人については、
(ア) 資本金を**登記簿謄本の写し等**で確認。
(イ) 大企業の子会社でない旨の**誓約書**で確認。
(ウ) 性風俗関連特殊営業を行っていない旨の**誓約書**で確認。



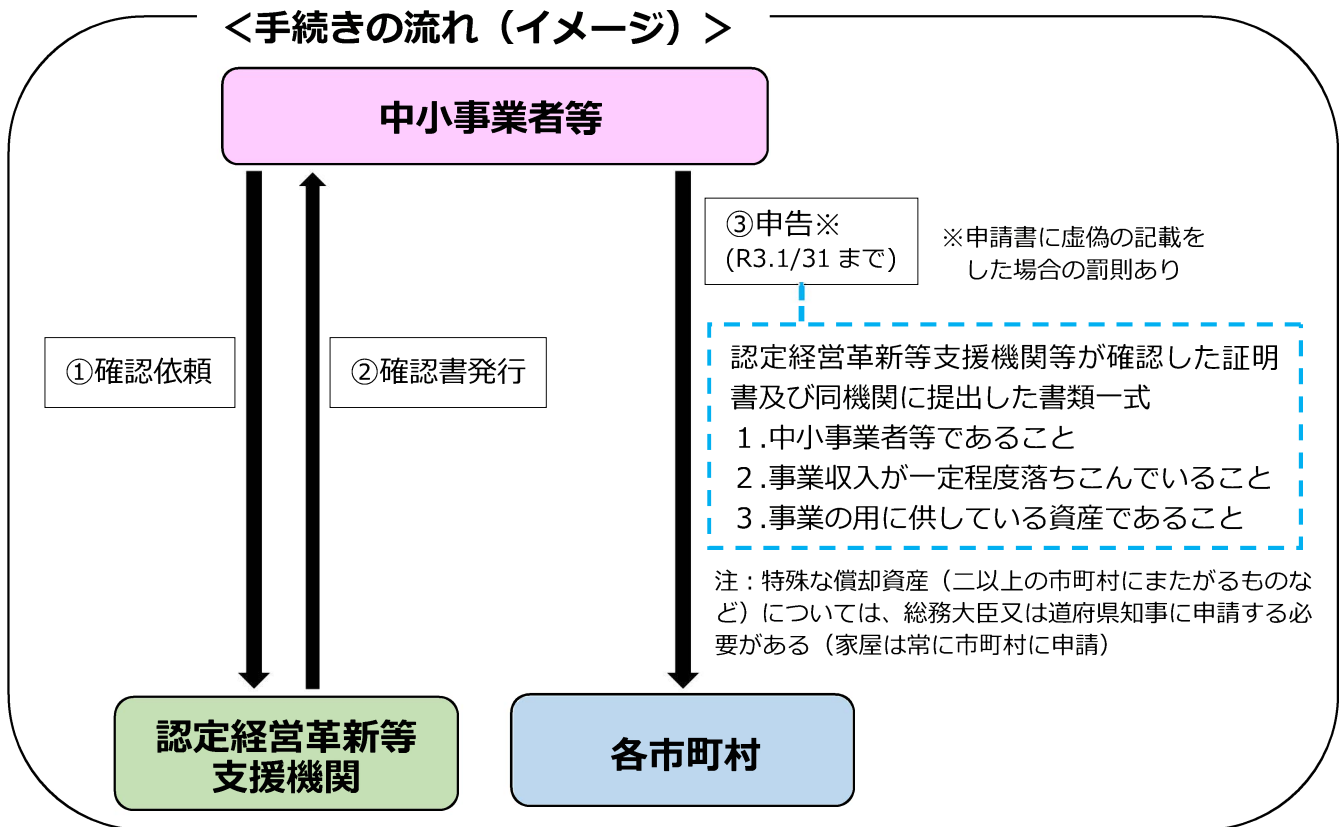
2)事業収入の減少の確認

令和2年2月～10月までの連続する3月の期間の事業収入が前年同期間と比べ30%or50%以上減少していることを**会計帳簿等**で確認。

3)特例対象家屋の居住用・事業用割合

特例の対象資産について事業用の部分を**所得税青色・白色申告決算書、収支内訳書等**を用いて確認。

(3) 手続きの流れ



【注意】 手続の詳細は検討中。中小企業庁ホームページに掲載予定

3. 令和2年度固定資産税納税猶予制度

令和2年度については、令和2年年2月～納付期限までの任意の1ヶ月以上の収入が前年同月比20%以上減少した場合に納税猶予が可能になっています。詳細は市町村にお問い合わせください。



オンライン請求による納税証明書の取得

新型コロナウイルスの影響で苦境に立たされている事業者への対応に、新型コロナウイルス感染症特別貸付など各種の事業資金の融資が実施されており、融資の申込み等に必要な納税証明書の取得のために来署する納税者が増えています。そこで、発行までに時間がかかることから、国税庁は、オンライン請求による納税証明書の取得を呼びかけています。納税証明書の請求は、来署しなくても、インターネットや郵送で行うことができます。

納税証明書の請求方法には、現在の住所地（納税地）を所轄する税務署に、**オンラインで交付請求する方法**、**納税証明書交付請求書（書面）で交付請求する方法**（郵送での請求も可能）の2つがあります。税務署窓口で納税証明書を受け取る場合、電子証明書やICカードリーダーがなくても、必要事項を入力するだけでオンラインでの交付請求ができるので、納税証明書を請求する際には、オンラインでの請求が便利です。

納税証明書をオンラインで交付請求を利用すると、**発行手数料が安価（400円⇒370円）**であるほか、指定された日に税務署窓口で証明書を受け取ることができ、**窓口で書面により請求する場合と比べ、短い時間で受け取ることができ、待ち時間が短縮できます**。ただし、オンラインでの交付請求をした当日に受け取りを希望する場合には、多少時間がかかることがあるので、翌日以降の日を指定したほうが確実です。

WEB会議システムを気持ちよく利用するには？

新型コロナウイルスの影響で、WEB会議システムの活用が進んでいます。場所や移動時間の制約が少ないため、今後も利用が進むと思われます。ここでは、主催者側の視点を中心にWEB会議を行う場合の注意点をご紹介します。

①パソコン等の環境を事前確認

利用するWEB会議システム（以下、システム）によっては、アプリのインストールが必要なものや、推奨環境に特定のブラウザを指定しているものがあります。会議の主催者は、使用するパソコン等にアプリや対象のブラウザをインストールすることを参加者へ連絡し、事前準備を促しましょう。

また、使用するパソコンにマイクやカメラが付いているかどうかを参加者に事前確認してもらい、必要に応じて準備してもらいます。これらの準備と同時に、主催者としてシステムにどんな機能があるのか、できること、できないことを確認します。特に次の②と③はシステムでの利用方法を確認して、必要に応じて参加者へ案内をしておきましょう。

②背景やパソコンのデスクトップ

自宅や会社の自席からWEB会議に参加すると、自宅や自席の様子がカメラに映り込みます。システムによっては背景をぼかしたり、別の画像を設定したりできる機能がありますが、横を向くなど自分が動くことで背景が外れてしまうこともあります。壁やカーテンを背にするなど、想定外に背景が映り込んでも問題ないようにして、会議に臨むと安心です。

また、主催者として自分のパソコン画面を参加者に見てもらおう場合は、デスクトップを事前に整理しておくこと見栄えがよくなります。

③雑音に注意

WEB会議中、小さな音をマイクが拾い、雑音を発生させることがあります。雑音を発生させている人はそのささいな音に気づきにくいのですが、聞こえる側はストレスに感じやすいです。システムによっては、主催者の権限で参加者のマイクをミュート（消音）にすることができますし、自分が発言しない時はマイクをミュートにすることを事前に参加者へ依頼するなどして、会議中の雑音を減らしましょう。

④全員が話せるように配慮する

WEB会議では、複数人が話すとき聞き取れないことが多いため、おのずと一人ずつ話すようになります。カメラ越しだと会話の切れ目がわかりにくく、うまく話に入れないことがあります。複数人の会議では主催者が議長となって、話していない人に声をかけたりしながら、参加者全員で話しやすい雰囲気をつくりましょう。

WEB会議を経験したことがない方は、これらの点に注意しながら、お試しください。

参考文献： ■経済産業省 HP ■日本ビズアップ ■MyKomon



夏期休業のお知らせ

平素は格別のお引き立てに預かり、
厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では、下記の期間を夏期休業とさせていただきます。何かとご迷惑をおかけ致しますが、ご了承のほど、宜しくお願い申し上げます。

8月8日(土)～16日(日)

尚、**17日(月)**より、平常通り業務を行います。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あしがき

和田です。政府主導で進められている働き方改革が、これから少しずつ進んでいこうかという矢先に、新型コロナウイルスの流行により否応なしに働き方を根本的に考えなくてはいけなくなりました。大手企業では在宅勤務や週休3日制の導入などが検討されていますが、業務の圧縮を行わずにこれらの施策を行うと残業が増えかねません。今やっている業務が本当に必要なものなのか、効率化できないかということを検討し、業務を極限まで圧縮し、標準化された仕組みへと昇華することこそが、まずすべきことだと思います。時代はAI(人工知能)ですが、従来のIT(情報技術)だけでもできることは多いように思います。

あなたの経営経緯盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島
動画による
ニュース解説配信中!

